

## 工事請負契約における単品スライド条項について

### 1 単品スライド条項(工事請負契約約款第 26 条第 5 項抜粋)

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認めるときは、甲又は乙は、(中略) 請負代金額の変更を請求することができる。

※ 甲:発注者、乙:請負人

### 2 請負代金額の変更の考え方

工事材料の価格上昇又は下落に伴う変動金額のうち、請負代金額の1%を超える額を変更の対象としています。

#### 【変更金額の算定式】

工事材料の価格上昇等に伴う変動金額  $- 1/100 \times$  請負代金額